

## 糸島市の竹林整備の取り組み



平成26年8月20日(水)

糸島市農林水産部農林土木課  
井上 義浩

## 糸島市の概要

- ・福岡県の西の端に位置し、東は福岡市、南は佐賀県唐津市・佐賀市、北・西は玄界灘
- ・平成22年1月1日に、旧前原市、二丈町、志摩町が合併
- ・面積216.15km<sup>2</sup>、人口100,027人(平成26年7月末、住基人口)
- ・宅地7.3%、農地27.9%、森林45.5%
- ・第1次産業10.3%、第2次産業19.3%、第3次産業69.6%
- ・福岡市のライフタウン(昼夜間人口比率78.9%)
- ・経常収支比率93.5%、自主財源33.6%
- ・九州大学が福岡市西部と本市にまたがる伊都キャンパスにH17.10.1から移転開始
- ・「伊都国」が弥生時代に中国大陸との交流の拠点として栄える
- ・糸島の魅力⇒都会に近いところでの自然豊かな田舎暮らしができる

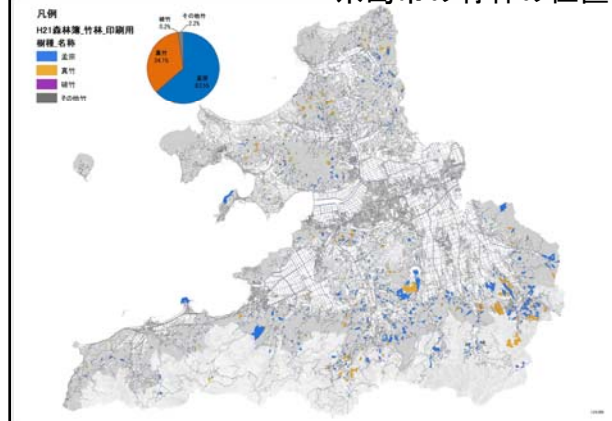


## 糸島市の竹林の概要

- 森林面積 : 約9,800ha(市域の45%)
  - 内、民有林 : 約8,700ha、 国有林: 約1,100ha
  - 内、人工林: 約6,000ha、天然林: 約2,200ha、**竹林: 約360ha**
  - 内、スギ: 約4,710ha、ヒノキ: 約1,120ha
- 耕作放棄地 : 約1,200ha (全農地: 約6,000ha)
  - 内、**竹林 : 約450ha**
  - 内、モウソウダケ: 約120ha、マダケ: 約250ha、シノダケ約80ha

糸島市内の竹林合計約810ha

## 糸島市の竹林の位置



## 竹林整備の取り組み 1

- 竹林オーナー制度
  - ～竹林所有者と竹林の利用希望者を市と森林組合でコーディネート(希望者多く抽選)
  - H22年度: 9区画、H23年度: 8区画、H24年度: 13区画



## 竹林整備の取り組み 2

- 竹チッパー
  - ～市が竹チッパーを購入し、竹林を整備される市民に貸し出し
  - ・賃料 : H25年度まで1日当たり10,000円 ⇒ H26年度から1日当たり6,690円
  - H22年度: 7回(7日)
  - H23年度: 4回(4日)
  - H24年度: 6回(8日)
  - H25年度: 4回(5日)
  - H26年度: 5回(8日)(7月末現在)



## 竹林整備の取り組み3

### ●民間団体の取り組み

- 森林環境税を活用した県の「森林づくり活動公募事業」による活動
  - ・「井原竹林を愛する会」 ～ 竹林整備と竹資源の利活用
  - ・「火山里山保全交流会」 ～ 炭焼き窯を製作のうえ、竹を伐採し竹炭製造
  - ・「NPO法人 森のめぐみ」 ～ 竹林整備と竹パウダーの生成
- 「糸島市市民提案型まちづくり事業」による活動
  - ・「里山を守る会」 ～ 有田神社周辺の竹林を整備し、小学生や保育園生にタケノコ堀を体験
  - ・「糸島コミュニティ事業研究会」 ～ 竹の粉末を原料にした「ぬか床」の生産を開始 ⇒ 「伊都菜彩」で販売中（1日に100セットぐらいの販売）
- 森林・山村多面的機能発揮対策事業による活動
  - ・「NPO法人 森のめぐみ」、「火山里山保全交流会」、「里山を守る会」、「森林資源研究会」 ～ 侵入竹除伐や竹林整備、H26年度整備予定竹林面積：約6ha
- 玄菱エレクトロニクス㈱ ～ H22年から3年間で、「荒唐竹林の解消」を事業化することをめざし、ラブマシーンを購入し、竹の伐採・運搬・粉砕に係るコストの究明とさまざまな竹製品の試作を試験的に実施

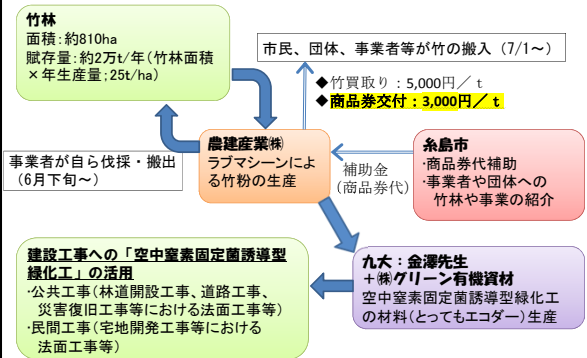
## 竹林整備の取り組み4

### ●産学公による竹の活用研究

- きっかけ
    - ・竹を利用した堆肥を糸島市で生産したいとの提案を受け、竹林の整備及び竹の有効活用を目的に事業化の研究を開始（H24.10～）
  - メンバー
    - ・九州大学教授、環境関連の事業者、J/A、糸島市など
  - 竹の活用案
    - ・堆肥、法面保護材、バイオマスボイラーの燃料、市のクリーンセンター溶融炉のコークス補助燃料 など
  - 課題
    - ・誰が事業主体になるのか
    - ・事業収支が成り立たない（竹の伐採・搬出コストが高すぎる）
    - ・製造した竹製品の需要はあるのか
- 課題解決1の事例 ⇒ 竹林整備の取り組み5で紹介  
 課題解決2の事例 ⇒ 市内の温浴施設へのバイオマスボイラー導入と竹をその燃料として活用（燃料は木チップでスタート、竹の使用量ははまだ未定）

## 竹林整備の取り組み5

### ●糸島市の『竹林整備促進事業』（竹の有効活用の第1段階）



## ラブマシーン



### ●商品券の交付について

対象者	竹の搬入者
対象竹林	糸島市内の竹林
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 糸島市内の竹林において伐採されたことが確認できる書類の提出が必要です。</li> <li>■ 位置図（縮尺1/3000以上）</li> <li>■ 伐採前後の写真</li> <li>■ 搬入者の身分証明書</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 搬入できる日時は 月曜日～土曜日の 9時～17時（日・祝日休み）</li> <li>● 石や土は必ずきれいに落としてください。ついていた場合は買い取りできません。</li> <li>● 重量測定の際、竹をユニックで吊るため、ロープをかけられるよう束ねた竹の下に隙間をあけておいてください。</li> <li>● 搬入できる竹の種類は問いません。</li> <li>● 枝や葉はついたままでも構いません。</li> <li>● 搬入前に事業所へ電話でご連絡のうえお越しください。</li> </ul>

### ●商品券交付の手続きについて

- ・確認書類をご持参の上、伐採した竹を竹林整備促進事業者の事業所に搬入
- ・竹林整備促進事業者の事業所にて、搬入申請書を記入
- ・竹の重量を計測し、重量に応じてその場で商品券を交付

### ●竹の搬入先

